



会 務 通 信

会員数/個人会員 1,053 名 法人会員 62 法人（4月1日現在）



撮影：近藤 正行

INDEX

◆ 4年ぶりの定時総会懇親会	会長 梅村 守	 2
◆ 境界問題相談センターニュース No.54		 4
◆ 理事会に参加して	広報委員 西村 頼人	 7
◆ 第6回土地家屋調査士ガイダンス開催報告	広報部員 三宅 友広	 8
◆ 連載 第9回生き方について	広報委員 近藤 正行	 10
◆ 事務局からのご案内		 12
◆ 編集後記		 15

4年ぶりの定時総会懇親会

会長 梅村 守



緑が美しく、心地よい風を受けながら、現場での作業もはかどる季節となってまいりました。5月8日から新型コロナウイルス感染症の分類が、2類相当から5類へ引き下げられます。これによりコロナ禍以前のような経済活動が再開でき、感染してしまった場合でもかかりつけ医など一般の診療施設で受診できるようになるそうですが、規制が緩くなるため、感染の機会が増加することになるため注意が必要だということです。

さて、各地の支部総会も終了し、5月26日（金）には本会の定時総会が通常の形での開催となり、令和元年以来、4年ぶりに懇親会も実施する予定です。久方ぶりに全会員が一堂に会して懇親を深める場となります。多くの会員の皆様のご出席をお待ちしております。

2年前の定時総会において会長に選任していただき、早くも一期目の任期の満了が近づいてきました。組織改革を大きな命題としてスタートし、理事会の毎月開催や部員制の導入、そして合同部会制の採用など、組織やその運営の仕方が大きく変わった中でしたが、新型コロナ感染拡大のため、最初の部会、理事会から、しばらくの間は対面による会議が開催できず、役員がお互いに気心が知れない中で、Zoomによる非対面の会議をせざるを得ず、新任の役員さんには戸惑いが多かったと思います。また会議をまとめる立場にある部長さんには大変苦勞をお掛けしました。

2年目になって、ようやく通常に近い形での会務運営をすることができるようになりました。

その組織改革については、理事会の毎月開催が定着し、効率的かつ迅速な会務運営が可能となり、部員制を採用することにより、多くの有能な人材が支部から輩出され、会務を担っていただけるようになりました。

また、従来の5部制から試行錯誤を重ね、令和5年度から企画部を業務部と社会事業部に分割し、6部制へと正式に移行する予定です。そして総務部の所管である「あいち境界問題相談センター」と「災害時対策運営委員会」を社会事業部に移管することで、各部の均衡を図り、多様化した会務に対応できる体制にしていきます。会員の皆様におかれましては、今後とも本会の会務運営に対し、引き続きご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後に、連合会のホームページにあるeラーニングの新しいコンテンツが公開されましたので、ここに紹介しておきます。

コンテンツ名

(1) 今日から調査士補助者！～弁護士と学ぶ業界法と補助者の心得～（前編、後編）

【解説】 本コンテンツは、土地家屋調査士補助者向けに土地家屋調査士業務に係る法律の説明、業務に携わる上での心構え及び事務対応等について解説しているものです。なお、講義内容については、土地家屋調査士事務所従業員ほか土地家屋調査士会事務局職員等の方にも大変参考になる内容ですので、是非ご活用ください。

(2) 土地家屋調査士として知っておきたい知識（前編、後編）

【解説】 本コンテンツは、土地家屋調査士の基礎的な知識として必要となる倫理規程や土地家屋調査士業務を行う上で必要となる規則等について解説しているものです。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.54

今回は、長年センターの運営に携わられている運営委員の山内振一郎会員に、ADRは、皆さんの業務に活用できる一つの方法であるとの熱い思いを寄稿していただきました。

「3期6年の委員会を振り返って」

あいち境界問題相談センター運営委員 山内 振一郎

あいち境界問題相談センターでは、弁護士委員の協力もあって、弁護士の行う「和解」という領域に土地家屋調査士の眼を見開かせ、体験させ、成果を獲得することに本気で取り組んでいけるようになりました。委員会に参加する会員も、当然にそのことを感じ、土地家屋調査士が「和解」という手法を日常業務のように利用できるようにするにはどうしたらよいのかを議論し、他の会員にも発信してきています。

ここでレンブラントの「テュルプ博士の解剖学講義」をご紹介します。



描かれているのは、ニコラス・テュルプ博士が腕の筋肉組織を床屋外科医に説明している場面です。当時、外科のような血なまぐさい仕事は床屋がしていました。その床屋たちに人体を説明し教えている様子が描かれています（※絵の解説は諸説あります）。

「当事者を補佐し弁護士と共同する土地家屋調査士」

レンブラントの絵から、境界確定の実務に携わる土地家屋調査士が、弁護士から土地家屋調査士に必要となる法律や紛争解決の技法を学んでいる姿を連想するのは飛躍しすぎでしょうか（調査士を卑下するつもりはありません）。

弁護士と共同代理できる認定土地家屋調査士がADRを活用している例は現在は少ないですが、当相談センターでは、土地家屋調査士が補佐人という立場で、境界紛争の「和解」というステージに参加し、弁護士とも共同して解決にあたることができるという大きな機会が与えられています。

「認定調査士と当会 ADR 手続、調査士の自信と誇り」

現在、認定土地家屋調査士の業務について様々な意見が全国で出ているとの話を耳にしますが、当相談センターでの実際の調停受付や解決への流れからすると、いわば些末なことではないように思います。センターの弁護士委員諸氏は、境界紛争の解決について、当会と愛知県弁護士会との協力関係を強化し、その距離を少しずつ確実に近づけてくれています。私と一緒に3期6年となる弁護士委員の方からは、土地家屋調査士の応援団として様々な問題点についてアドバイスやご指摘をしていただいています。そして最後は「**土地家屋調査士としての自信と誇りをもっとアピールするように**」と指摘され、その言葉に私はいつも励まされます。

「今一度、私たちの使命を再確認して進みましょう !!」

土地家屋調査士法第1条は、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と定めています(条文の括弧書きは除く)。

私は、多くの会員が、この崇高な使命を改めて自覚し、新しい土地家屋調査士のステージ創設に向けて楽しんでいただけたらと思っています。

(あとかき)

今回は、共に3期6年一緒にセンター運営委員会に携わり、どうしたら皆さんにADRを利用しただけけるかを委員会で試行錯誤しながらも盛り上げてくれる山内委員の熱い思いを記事にしました。

山内委員は、当センターが実施する研修会等での模擬調停において、「劇団あいち」の主要メンバーとして必要不可欠な存在であり、他会からも出張公演依頼が来ています。

もちろん当会における研修会も毎年好評です。出席されたことのない方は是非一度受講してみてください。ADRが自分の業務で役立つ方法であると気付いていただけたと思います。

今後もセンターニュースには、当センターに関するいろいろな情報を掲載させていただきます。下記のFacebookも更新しております。

また、意見、相談等がございましたらセンターへご連絡ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

理事会に参加して

一般会員の皆様にとってはブラックボックスとなりがちな本会の活動を、広くわかりやすく伝えることを目的に始まった広報委員の本会活動へのオブザーブ参加も今回で3回目となりました。私自身、広報委員を4年間務めさせていただき、会務通信を通しての本会活動は知っていましたが、実際に理事会や各部会がどのような雰囲気、どのような熱量をもって活動しているのかは知りませんでしたので、今回は非常に楽しみにしておりました。



さて、今回私がお邪魔したのは、令和5年3月22日（水）13時から行われた理事会です。まず驚いたのは参加人数の多さです。会長、副会長、各理事、監事、オブザーバーとして公嘱協会理事長、政連会長、連合会理事、総勢22名の出席者でした。それぞれ自分の事務所経営も忙しいでしょうに、知らないところで（これまで失礼しました）多くの方々が、私たち愛知県土地家屋調査士会会員の地位や権利の向上のために、時間を割いてくださっています。

各協議、審議事項については、会員の広場内の部会報告を参照していただくとして、理事会自体の印象は、“とても活発に議論されているな”というものでした。声の大きい人の意見が通るということもなく、出席者が積極的に意見を出し合って議事が進んでいき、民主主義が機能していることを改めて感じました。

もう一つ驚いたことは、終了時間です。午後1時から始まり、すべての議事が完了したのは、午後7時10分でした。今回は年度の変わり目ということもあり議事が多く、特別だったようですが、みっちり6時間、最後まで熱い理事会でした。

昨今、地方議員のなり手不足が問題となっていますが、今回理事会に出席して、“私たちの愛知県土地家屋調査士会”は、私たちが運営していかなければいけない、という事実を改めて考えました。これから自分自身、しっかりと本会の活動に興味を持ち、参加していきたいと思えます。出席者の皆様、お疲れさまでした。

（広報委員 西村 頼人）



第6回土地家屋調査士ガイダンス開催報告

日 時：令和5年3月25日（土）午後1時30分から4時30分

会 場：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）11階・1103会議室

広報部の部員として、初めて出向いた「土地家屋調査士ガイダンス」が皆さん馴染みのウインクあいちで開催されました。開催日前夜に会社事務所のパソコンの前で私が土地家屋調査士を目指そうと決意したことや、登録開業したあとの日常について、ふと考えてしまいました。きっと、ガイダンスに参加される方は、期待や不安という感情を抱いて、当日来られるんだなと思うと、こちらも身が引き締まりました。



挨拶をする梅村会長

当日は、梅村会長、東京法経学院立石社長の挨拶があり、いよいよ第1部の「資格取得希望者説明会」が始まりました。東京法経学院名古屋校の人気講師であり、三重会の現役土地家屋調査士である小林弘仁会員による説明会でした。この第1部は男性9名女性3名が参加されました。

実はこの第1部がとても重要で、土地家屋調査士の資格取得を考えている参加者がこの説明を聞いて「よし！土地家屋調査士の勉強頑張るぞ！」と決意するかにより受験者が増減するからです。私も参加者の立場で説明を聞いてみましたが、小林会員の話術と表情がとても巧みで、資格取得をしたいと思ってしまいました。実際に第1部終了後、すぐに2名の女性が小林会員のもとに駆けつけて、受講開始期間等を真剣に質問されている光景が印象的でした。

第2部は「開業希望者への説明会」が愛知会広報部片岡理事により始まりました。参加者は当たり前ですが、真剣な表情で片岡理事の話についてメモを取りながら聞いていました。最後に片岡理事から「土地家屋調査士として、また会いましょう！」と投げかけられた時の参加者の笑顔がとても印象的でした。



第2部「開業希望者への説明会」片岡理事

第3部は「個別相談会」があり、梅村会長、諸岡副会長、大岩副会長、片岡理事、小林三重会会員と私が相談員として参加者の質問に回答をしました。私が担当した参加者は、土地家屋調査士資格者で補助者経験もある方で登録開業へと踏み込む不安を持っていました。



説明を聞く参加者のみなさん

この参加者と私の境遇が少し類似している点があったので、私が登録開業をした当時のことを細かく話をしたところ、一生懸命にメモを取り、徐々に表情も柔らかくなりました。

最終的には参加者から「登録開業に向けて計画を立ててみます。今日、参加して本当に良かったです。ありがとうございました。」と仰っていただき、少しは私も役に立つことができて本当に良かったです。

「土地家屋調査士ガイダンス」は、年に1回しかないのが残念ですが、受験者・登録者を増やすという意味でも素晴らしい催しであると感じました。

(広報部員 三宅 友広)

生き方について

連載 第9回
広報委員の
コラム 

まずはお尋ねします。

あなたの『生き方』を教えてくださいと問われたら、どのように答えますか？

あなたは何を意識して生きているでしょうか？

私は、数年前から『生き方』について意識し始めました。現在、私は57歳です。何年か前に『私は、80歳で死ぬだろう』と特に根拠もなく予想を立てました。そして、70歳以降は、身体に何らかの影響が出て、思う存分思ったように動けないかもしれないと想定しました。そうすると、満足に動ける残りの年数は13年です。日数に換算すると今日（4月13日）から残り4700日となっています。

今から約9年前に私はとあることがキッカケで『やりたいことリスト』を作りました。やりたいと思うことを100個書き出すのです。何も制限を加えずに。そのとき、頑張っただけで出したのが約60個でした。そのときに『オーロラを観に行きたい』と書きました。

それから4年ほど経過したときに、そのときの『やりたいことリスト』を見直してみました。すると、幾つか達成しているものがあり、何気に嬉しい気持ちになりました。

そして、新たに何個か付け足したのです。それから2年後、再び『やりたいことリスト』を見直す機会がありました。幾つか達成していることも確認できたし、未達成のものも改めて見直しました。同時に『うん、オーロラ、観たいよね』と思いました。



昨年の12月頃、何を思ったのか『オーロラ 旅行 ツアー』でネット検索している私がいまいました。コロナも世界的に収まりかけているので、旅行会社のツアーが幾つか復活していることが分かりました。そして、妻に『オーロラツアーを調べて、幾つかリストアップして』とお願いしている自分がいまいました。妻は、少し驚いたものの、『まさか行くわけない』と思いながらも幾つかのオーロラツアーを調べてくれました。

数日後、妻がリストアップしてくれたツアーをネットで見ながら、『いつか行きたいなあ』と思っていたのが、ふと、『思うように動けるときに行くのがよいのでは？』と私に問い掛けてくるもう1人の私がいまいました。

そして、3月下旬から出発する5泊8日のアイスランド旅行に申し込んだのです。

アイスランド旅行は、本当に素晴らしい体験でした。世界観が変わったことは言うまでもありませんし、また行きたいと思っています。同時に他の海外にも行きたいなど、以前より強く思うようになりました。今はまだ、たくさん撮ったアイスランドの写真を眺めながら、余韻に浸っている私がいいます。

あなたは何のために生きていますか？ あなたの生きる目的は何でしょうか？

私は、人生を楽しむために生きています。やりたいと思うことをどんどん成し遂げる生き方に魅力を感じています。そうすることで、自分の周りに影響を与え、周りがイキイキと活性化していくこと望んでいます。『一隅を照らす』、そんな生き方ができればなと思っています。

一燈照隅 万燈照国 (いっとうしょうぐう ばんとうしょうこ) です。意味についてですが、もしご興味をもたれたらネットなどで調べてみてください。

最後に・・・

今回のアイスランド旅行ですが、ラッキーなことに、日本からヘルシンキに向かう飛行機の中からオーロラを見ることができました。初めて見るオーロラをこんな間近で見ることができました。高度 11 kmの高さで飛んでいる飛行機の真横にオーロラが見えたのです。

その写真は、近々の会務通信表紙に掲載されると思いますので、ここでは貼り付けないことにします。その代わりに、3枚ほどの写真を貼り付けておきます。

(広報委員 近藤 正行)



スコガフォスの滝



ソウルヘイマ氷河



ブラックサンドビーチ

事務局からのご案内

4月の入会者

さかい けんご
酒井 謙吾（一宮支部）

愛知第 3099 号

〒491-0201

一宮市奥町字郷浦 19 番地 1

TEL 0586-47-7505

FAX 0586-47-7506

いなだ さとし
稲田 哲士（名古屋北支部）

愛知第 3100 号

〒460-0003

名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号

エターナル北山ビル 7 階

TEL 052-228-7534

FAX 052-228-7531

さくま やすし
佐久間 康（昭和支部）

愛知第 3101 号

〒466-0051

名古屋市昭和区御器所二丁目 5 番 23 号

TEL 052-881-6212

FAX 設置なし

おがわ みちあき
小川 道昭（名古屋西支部）

愛知第 3102 号

〒452-0044

清須市西枇杷島町南六軒 13 番地

TEL 0568-70-2693

FAX 0568-70-2693

いしかわ よしたか
石川 佳孝（名古屋西支部）

愛知第 3103 号

〒497-0004

あま市七宝町桂城之堀 28 番地

TEL 052-414-5653

FAX 052-414-5654

かいがわ はやと
貝川 勇人（名古屋西支部）

愛知第 3104 号

〒453-0834

名古屋市中村区豊国通二丁目 3 番地

TEL 052-414-4247

FAX 052-414-4248

※岐阜会から転入

まつい たかふみ
松井 孝文（岡崎支部）

愛知第 3105 号

〒444-0840

岡崎市戸崎町字東山 35 番地 2

TEL 0564-83-8156

FAX 0564-83-8157



5月の会務予定

- 9 日 総務・財務部会
- 10 日 業務・研修部会
- 11 日 広報部会
- 17 日 理事会
- 25 日 正副会長会議
- 26 日 令和5年度定時総会
- 31 日 正副会長会議、常任理事予定者会議

事務所変更

藤田 昌宏（名古屋北支部）
愛知第 2682 号
〒462-0844
名古屋市北区清水五丁目 22 番 10 号
TEL 052-981-3135・FAX 052-982-8035

小島 健（名古屋北支部）
愛知第 3074 号
法人名変更：
土地家屋調査士法人共立パートナーズ
所在・TEL・FAX は変更なし

渡瀬 真輔（熱田支部）
愛知第 3049 号
〒455-0021
名古屋市港区木場町 8-4-103
TEL 052-355-8025・FAX 052-355-8026

天野 直秋（岡崎支部）
愛知第 2949 号
〒 444-2136
岡崎市上里二丁目 12 番地 12 新御里苑 1-A
TEL 0564-73-5038・FAX 0564-73-5978

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人 T O M I T A 総合事務所
（熱田支部）19-0002-18-0024
社員の脱退：愛知第 3049 号 渡瀬 真輔

土地家屋調査士法人名の変更

土地家屋調査士法人共立パートナーズ
（名古屋北支部）01-0041-18-0032
旧法人名：
土地家屋調査士法人共立測量登記事務所

退会者

浅井 秀士（岡崎支部）
愛知第 1717 号／昭和 54 年 8 月入会

藤原 貴美男（名古屋東支部）
愛知第 2354 号／平成 12 年 2 月入会

牧原 徳充（昭和支部）
愛知第 2161 号／平成 6 年 7 月入会

齋藤 充克（知多支部）
愛知第 1726 号／昭和 55 年 1 月入会

杉浦 弘之（岡崎支部）
愛知第 1566 号／昭和 50 年 4 月入会

渡邊 和茂（岡崎支部）
愛知第 1998 号／昭和 64 年 1 月入会

堀井 光（東三支部）
愛知第 1655 号／昭和 53 年 1 月入会

潮田 保（東三支部）
愛知第 1776 号／昭和 56 年 11 月入会

宮本 幸二（名古屋北支部）
愛知第 2394 号／平成 13 年 1 月入会

事務所の FAX 新設

鯉江 幸市（知多支部）
愛知第 3094 号
FAX 0569-84-1502



令和5年度 第1回定例研修会のお知らせ（予告）

内 容：倫理について

第1部 梅村守会長講義

第2部 北條政郎弁護士講義

日 程：①令和5年6月12日（月）午後1時40分から午後4時40分（予定）

名古屋市公会堂大ホール

②令和5年6月29日（木）午後1時00分から午後4時00分（予定）

豊橋商工会議所3階ホール

現在のところ、動画配信の予定はありません。



業務に関するお知らせ（3月16日から4月16日まで）

- 3月23日 令和3年度名古屋市内の測量履歴簿の追加について
- 3月27日 法務局地図作成事業（登記所備付地図作成作業）における地図混乱の解消に向けた基本的考え方等の整理について
- 3月27日 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する相談窓口一覧表の送付について
- 3月30日 マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について
- 3月31日 法務省が公開する地図XMLデータの取扱いについて（留意事項）
- 3月31日 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い等について
- 3月31日 申請用総合ソフトのバージョンアップ及び 登記・供託オンライン登記申請システムの機能追加について
- 3月31日 参考図書「表示登記教材『建物認定』（4訂版）」の推薦について
- 3月31日 実務参考図書「登記小六法令和5年版」の推薦について
- 4月1日 換地図のメール交付が始まりました（資料センター）
- 4月1日 事務局次長の変更について
- 4月3日 公共基準点等／各市町村の状況を更新しました（随時更新）
- 4月3日 小牧市からのお知らせ 狭あい道路について
- 4月7日 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令の取扱いについて
- 4月7日 第30回自由業フレッシュマン・フォーラム10'の開催について
- 4月13日 eラーニングコンテンツの公開について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

◆ 事務局 次長の変更について

玉田次長が3月31日をもって定年を迎え、4月1日付で新たに川本職員が次長に任命されました。事務局体制は、一部変更されましたが、引き続きよろしくお願いします。

玉田 博職員からひとこと

東区主税町の法務総合ビルの事務所へ初出勤した日から40年近くの月日がたっていたとは、びっくりするとともに、あっという間のことだったような気もしています。

大過なく定年を迎えられたことは、歴代の役員をはじめ、会員及び事務局の皆様のお陰であり、お礼の言葉ありません。ただし、今後も再雇用職員として微力を尽くしますのでよろしくお願いいたします。

川本知加職員からひとこと

4月1日から事務局次長に就任いたしました。私は、平成12年6月に採用され、これまでの約23年の中で、結婚・出産・育休を経験し、5年前には職場復帰を果たすことができました。

とてもありがたいことだと思っています。

長年勤務しているとはいえ、まだまだ未熟で力不足を感じていますが、皆様のお力をお借りしながら、調査士会のお役に立てるよう日々精進していく所存です。どうぞよろしくお願いします。



表紙写真 「足先の風景」

名古屋西支部 近藤正行 撮影場所：海部郡蟹江町

◆ 普段見ることがない角度から撮ってみました。

編集 後記

何かがおかしい。私は、花粉症を発症したことはない。黙って自分に言い聞かせる。私は、花粉症ではない。日々、野山を駆けずり回っている。木々の中を黙々と歩いている。器械を覗いていると、鼻水が出てくる。測量ピンを支持していると、鼻水が出てくる。杭を探していると、目が痒くなる。コンクリートを練っていると、目が痒くなる。晴れ渡る空を見上げる。霞みがかかる空を見上げる。黄砂だろうか。杉だろうか。自分を諭す。

私は、花粉症ではないだろう。

(広報委員 吉田 明)

■発行日 令和5年5月1日

■発行所 愛知県土地家屋調査士会

〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号

TEL 052-586-1200

■発行人 梅村 守

■ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>